

議案第 15 号

大野市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する要綱案

令和 8 年 3 月 26 日提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

休日保育事業の廃止に伴い、当事業での対象を拡充し、そのために必要な事項を整備するため

大野市教育委員会告示第 号

大野市子育て短期支援事業実施要綱（令和3年教育委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

令和8年 月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（事業の種類及び内容）</p> <p>第2条 事業の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 夜間養護等 <u>(トワイライト)</u> 事業 平日（休日（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。以下同じ。）以外の日という。以下同じ。）の夜間又は休日において、次に掲げる場合で、児童養護施設等において当該児童を保護し、生活指導、食事の提供又は親子で短期入所させて支援を行う事業</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ レスパイト・ケア <u>又は児童との</u> 関わり及び養育方法に関する</p>	<p>（事業の種類及び内容）</p> <p>第2条 事業の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 夜間養護等事業 平日（休日（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。以下同じ。）以外の日という。以下同じ。）の夜間又は休日において、次に掲げる場合で、児童養護施設等において当該児童を保護し、生活指導、食事の提供又は親子で短期入所させて支援を行う事業 <u>(以下「トワイライト事業」という。)</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ レスパイト・ケア <u>、</u> 児童との関わり及び養育方法に関する助</p>

助言を行うために親子での利用が必要であると教育委員会が認めたとき。

(3) 在園児休日預かり（トワイライト）事業 休日において、次に掲げる場合で、児童養護施設等において当該児童を養育し、生活指導等（食事の提供は除く。）を行う事業

ア 保育認定を受けている児童で、休日に保護者が仕事を理由により常態的に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となったとき。

イ その他、教育委員会が必要であると認めたとき。

（対象児童）

第3条 事業の対象となる児童又は親子等（以下「対象者」という。）は、大野市内に住所を有する者で前条各号に規定する場合に該当するものとする。

(1) （略）

(2) 夜間養護等（トワイライト）事業 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童で、教育委員会が必要と認めるもの

（利用期間等）

第4条 （略）

2 夜間養護等（トワイライト）事業

言を行うために親子での利用が必要であると教育委員会が認めたとき。

（対象児童）

第3条 事業の対象となる児童又は親子等（以下「対象者」という。）は、大野市内に住所を有する者で前条各号に規定する場合に該当するものとする。

(1) （略）

(2) トワイライト事業 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童で、教育委員会が必要と認めるもの

（利用期間等）

第4条 （略）

2 トワイライト事業の利用期間は、

の利用時間は、午後 5 時から午後 9 時までとし、休日の利用時間は午前 8 時から午後 5 時までとする。ただし、教育委員会が必用と認めた場合には、必要最小限の範囲内でその時間を延長することができる。

- 3 在園児休日預かり（トワイライト）事業の利用時間は、休日の午前 8 時から午後 5 時までとする。ただし、教育委員会が必要と認める場合には、必要最小限の範囲内でその時間を延長することができる。

（利用の申請）

第 6 条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、当該利用しようとする日の7 日前までに、大野市子育て短期支援事業利用申請書兼依頼書（様式第 1 号）に必要な事項を記入して教育委員会に提出しなければならない。

- 2 （略）

（利用の決定等）

第 7 条 （略）

- 2 （略）

- 3 教育委員会は、前 2 項の規定により利用の決定を行った場合は、大野市子育て短期支援事業利用申請書兼依頼書（様式第 1 号）により当該実施施設の長にその旨を通知しなければなら

おおむね 6 月以内で、夜間養護の利用時間は午後 5 時から午後 9 時までとし、休日の利用時間は午前 8 時から午後 5 時までとする。ただし、教育委員会が必要と認める場合には、必要最小限の範囲内でその期間又は時間を延長することができる。

（利用の申請）

第 6 条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、当該利用しようとする日の前日までに、大野市子育て短期支援事業利用申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- 2 （略）

（利用の決定等）

第 7 条 （略）

- 2 （略）

- 3 教育委員会は、前 2 項の規定により利用の決定を行った場合は、大野市子育て短期支援事業利用依頼書（様式第 3 号）により当該実施施設の長にその旨を通知しなければなら

ばならない。

(利用決定の取消し)

第 8 条 (略)

2 教育委員会は、前項の規定により利用決定を取り消したときは、大野市子育て短期支援事業利用解除通知書(様式第 3 号)により当該利用者に通知するとともに、実施施設の長にその旨を通知しなければならない。

(利用料)

第 9 条 利用者は、事業に要する経費(在園児休日預かり(トワイライト)事業を除く。)の一部として別表に定める費用(以下「利用料」という。)を負担しなければならない。

2 市長は、前項の利用料について、大野市子育て短期支援事業利用可否決定通知書(様式第 2 号。次項において「可否決定通知書」という。)により利用者に通知しなければならない。

3 可否決定通知書は、原則として利用のあった月に係るものを当該利用月の翌月 10 日までに通知するものとする。

い。

(利用決定の取消し)

第 8 条 (略)

2 教育委員会は、前項の規定により利用決定を取り消したときは、大野市子育て短期支援事業利用解除通知書(様式第 4 号)により当該利用者に通知するとともに、実施施設の長にその旨を通知しなければならない。

(利用料)

第 9 条 利用者は、事業に要する経費の一部として別表に定める費用(以下「利用料」という。)を負担しなければならない。

2 市長は、前項の利用料について、大野市子育て短期支援事業利用料決定通知書(様式第 5 号。次項において「利用料決定通知書」という。)により利用者に通知しなければならない。

3 利用料決定通知書は、原則として利用のあった月に係るものを当該利用月の翌月 10 日までに通知するものとする。

様式第 3 号及び様式第 5 号を削除し、様式第 4 号を様式第 3 号とする。また、様式第 1 号、様式第 2 号及び様式第 3 号を別紙のように改める。

別表中「トワイライト事業」を「夜間養護等(トワイライト)事業」と改める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 大野市子育て短期支援事業利用申請書兼依頼書

年 月 日

大野市教育委員会 様  
 施設名 様

（申請者）住 所  
 氏 名  
 電話番号

次のとおり、大野市子育て短期支援事業を利用したいので申請します。なお、私及び私の世帯の収入、課税状況、就労状況について調査すること及び実施施設へ情報提供することに同意します。

利用区分	1 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 2 夜間養護等（トワイライト）事業 3 在園児休日預かり（トワイライト）事業			1～3 より 選択	
利用者	ふりがな 氏 名  (男・女)	生年月日 年 月 日 ( 歳)	通園・通学先		
	ふりがな 氏 名  (男・女)	生年月日 年 月 日 ( 歳)	通園・通学先		
	ふりがな 氏 名  (男・女)	生年月日 年 月 日 ( 歳)	通園・通学先		
利用の期間 及び時間	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分まで ( 日間・ か月間)				
申請の理由	1 就労          2 その他 ( )				
健康状態 注意事項	<u>かかりつけ医(全て)</u> ・ ( 科) ・ ( 科) ・ ( 科) ・ ( 科) ・ ( 科)				
家族 構成  利用児童 以外	氏 名	申請者 との続柄	年齢	携帯番号・勤務先 (名称・電話番号)	緊急連絡 優先順

減免の申請（災害・疾病・その他やむを得ない理由により利用料の減額又は免除を申請します）

<b>【市記入欄】</b>	<input type="checkbox"/> 利用承認	<input type="checkbox"/> 利用不承認	上記のとおり依頼します。 大野市教育委員会
---------------	-------------------------------	--------------------------------	-----------------------

## 大野市子育て短期支援事業利用可否決定通知書

年 月 日

申請者

様

大野市教育委員会

先に申請のありました大野市子育て短期支援事業の利用については、次のとおり利用を（可・否）と決定しましたので通知します。

利用区分	1 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 2 夜間養護等（トワイライト）事業 3 在園児休日預かり（トワイライト）事業		
利用者	(氏名)  (男・女)	生年月日  年 月 日	
	(氏名)  (男・女)	生年月日  年 月 日	
	(氏名)  (男・女)	生年月日  年 月 日	
申請者	住所		
	氏名		
利用の期間及び時間	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分まで ( 日間)		
施設利用	所在地		
	施設名		
利用料	円	※同封の納付書にて、納付書に書かれている期限内に納付してください	
利用不可の理由			

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大野市を被告として（訴訟において大野市を代表する者は大野市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 大野市子育て短期支援事業利用解除通知書

年 月 日

利用者 様

施設代表者 様

大野市教育委員会

年 月 日付けで通知をいたしました大野市子育て短期支援事業の利用については、次のとおり取り消しましたので通知します。

利用区分	1 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 2 夜間養護等（トワイライト）事業 3 在園児休日預かり（トワイライト）事業	
利用を取り消す者	(氏名)  (男・女)	(生年月日) 年 月 日
	(氏名)  (男・女)	(生年月日) 年 月 日
	(氏名)  (男・女)	(生年月日) 年 月 日
申請者	住所	
	氏名	
取消年月日	年 月 日	
取消しの理由		